

寒川町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程新旧対照表

現 行	改 正 案
～略～ （個人の権利利益を害するおそれが大 きいもの） 第4条 （略） 2 議長は、条例第11条本文の規定による 通知をする場合には、前項各号に定め る事態を知った後、当該事態の状況に 応じて速やかに、当該本人の権利利益 を保護するために必要な範囲におい て、<u>次に定める事項</u>を通知しなければ ならない。 (1) （略） (2) 漏えい等が発生し、又は発生した おそれがある保有個人情報（前項第3 号に定める事態については、同号に 規定する個人情報を含む<u>　</u>）の項目 (3)～(5) （略） （個人情報ファイル簿の作成及び公 表） ～略～ 第7条 （略） 2～8 （略） 9 条例第17条第2項第7号の議長が定める 個人情報ファイルは、次に掲げる個人 情報ファイルとする。 (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファ イルであって、専らその人事、給与 又は報酬、福利厚生<u>　</u>に関 する事項<u>その他</u>これらに準ずる事項 を記録するもの（アに掲げる者の採 用又は選定のための試験に関する個 人情報ファイルを含む。） ア・イ （略） (2) 条例第17条第2項第1号に規定する 者及び前号ア又はイに掲げる者を併 せて記録する個人情報ファイルであ って、専らその人事、議員報酬、給 与<u>又は報酬、福利厚生　</u>に 関する事項<u>その他</u>これらに準ずる事	～略～ （個人の権利利益を害するおそれが大 きいもの） 第4条 （略） 2 議長は、条例第11条本文の規定による 通知をする場合には、前項各号に定め る事態を知った後、当該事態の状況に 応じて速やかに、当該本人の権利利益 を保護するために必要な範囲におい て、<u>次に掲げる事項</u>を通知しなければ ならない。 (1) （略） (2) 漏えい等が発生し、又は発生した おそれがある保有個人情報（前項第3 号に定める事態については、同号に 規定する個人情報を含む<u>。</u>）の項目 (3)～(5) （略） （個人情報ファイル簿の作成及び公 表） ～略～ 第7条 （略） 2～8 （略） 9 条例第17条第2項第7号の議長が定める 個人情報ファイルは、次に掲げる個人 情報ファイルとする。 (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファ イルであって、専らその人事、給与 <u>若しくは報酬若しくは福利厚生</u>に関 する事項<u>又は　</u>これらに準ずる事項 を記録するもの（アに掲げる者の採 用又は選定のための試験に関する個 人情報ファイルを含む。） ア・イ （略） (2) 条例第17条第2項第1号に規定する 者及び前号ア又はイに掲げる者を併 せて記録する個人情報ファイルであ って、専らその人事、議員報酬、給 与<u>若しくは報酬若しくは福利厚生</u>に 関する事項<u>又は　</u>これらに準ずる事

項を記録するもの

10 (略)

～略～

(開示請求等における本人確認手続等)

第9条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法 第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法 第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

(2) (略)

2～5 (略)

(開示決定の通知)

第10条 (略)

～略～

項を記録するもの

10 (略)

～略～

(開示請求等における本人確認手続等)

第9条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法 (昭和26年政令第319号) 第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法 (平成3年法律第71号) 第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

(2) (略)

2～5 (略)

(開示決定の 際に通知すべき事項)

第10条 (略)

～略～

附 則

この告示は、令和 年 月 日から施

行する。